

冷媒用代替フロン使用状況等報告書

(宛先) 京都府知事		令和4年6月18日			
京都市下京区東堀川通り塩小路下ル松明町1番地		RRH京都オペレーションズ合同会社 リーガロイヤルホテル京都 総支配人 藤井 友行			
前年度に保有していた冷媒用代替フロンを使用した第一種特定製品の台数等	第一種特定製品の種類	前年度			
		年度当初の保有台数	整備台数	廃棄台数	年度末の保有台数
	エアコンディショナー	596 台	3 台	3 台	594 台
	冷蔵機器及び冷凍機器	173 台	1 台	0 台	173 台
前年度に第一種特定製品に充填及び回収を行った冷媒用代替フロンの量	第一種特定製品の種類	代替フロン充填量		代替フロン回収量	
	エアコンディショナー	33	キログラム	26.1	キログラム
	冷蔵機器及び冷凍機器	1	キログラム	0	キログラム
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための冷媒用代替フロン使用機器の管理体制	使用時	市内の事業所にて所有する冷媒用代替フロン使用機器の温度管理点検等を調理部門にて実施している。自ら管理する第一種特定製品についてはPC内のExcelを用いて記録の保存を実施紙ベースでもファイルに綴じ保管 又、課員が閲覧できるようにしている。			
	廃棄時	市内の第一種特定製品の廃棄時は、当該機器のフロン管理者が市の登録を受けたフロン類充填回収業者に冷媒用代替フロンの回収を依頼する様、マニュアルにまとめ運用している。又、使用時同様にPC内のExcelを用いて記録保存を実施し課員が閲覧できるようにしている。			
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための取組の実施状況	使用時	市内の事業所で管理しているエアコンに対しフロン抑制法点検を業者に依頼している。又、エアコンフィルター清掃等定期的実施し、異常が見られるときは各部署の課員より連絡が入る。			
	廃棄時	第一種特定製品廃棄時に、フロン排出抑制法に従って、行程管理制度に基づいて充填回収業者から工事業者へ引取証明書を渡しフロンが回収されたことを工事業者が確認し機器を廃棄して頂いております。こちらとしてはその後引取り証明書を工事業者より頂いております。			
ノンフロン製品又は地球温暖化係数が低い冷媒の製品の導入方針	第一種特定製品の更新時は地球温暖化係数が低い冷媒を使用した機器を選定する。又、冷媒としてR12・22を使用し更新の対象となった機器に関してR134aに入替の実施を実施した				
特記事項	エアコンディショナー 3台廃棄し1台新規購入した為、年度末と年度当初の台数差は2台となります。				

注 1 「代替フロン」とは、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）第1条に規定するハイドロフルオロカーボン（HFC）をいいます。

2 「第一種特定製品」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第3項に規定する機器をいいます。